○関東地方整備局告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第千二百五十八号沼田都市計画及びみなかみ都市計画下水道事業利根川上流流域下水道（奥利根処理区）

三　事業施行期間　自昭和六十年九月二十一日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第千九百二十三号前橋都市計画、高崎都市計画、渋川都市計画、藤岡都市計画、富岡都市計画、安中都市計画、吉井都市計画、玉村都市計画、前橋勢多都市計画、箕郷都市計画、榛名都市計画、甘楽都市計画、榛東都市計画及び吉岡都市計画下水道事業利根川上流流域下水道（県央処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十三年十二月二十日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千八百十七号桐生都市計画及びみどり都市計画下水道事業東毛流域下水道（桐生処理区）

三　事業施行期間　自平成四年十一月十七日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月五日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
静岡市清水区八坂町字黒方四七一番一七から同市清水区八坂東二丁目四四五番三まで	前	三六・五〇～五六・六〇メートル　〇・二〇九キロメートル
	後	三七・五〇～五八・一七　〇・二〇九

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○九州地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月五日

路線名　供用開始の区間　九州地方整備局長　垣下　禎裕

三十四号　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田字九本柳九一三番五から同町吉田字三本柳二六四番五まで　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月五日

○岐阜県公安委員会告示第二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年三月七日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和八年三月七日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月七日まで

○愛知県公安委員会告示第三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年三月七日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和八年三月七日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月七日まで

○三重県公安委員会告示第四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江